

意見書案第 12 号

学校や福祉施設での選定療養費の徴収に係わる「通知」の
県民への周知徹底を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により茨城県知事、茨城県議会議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日 提出

牛久市議会議長 小松崎 伸 殿

提出者 甲 斐 徳之助

賛成者 伊 藤 裕 一

塚 原 正 彦

学校や福祉施設での選定療養費の徴収に係わる「通知」の
県民への周知徹底を求める意見書（案）

周知の様に、茨城県では、令和6年12月2日から、救急搬送に際して、医師が「緊急性が無い」と判断した場合、県内の22箇所の大病院に救急搬送された患者から、選定療養費を徴収するという制度の運用を開始しました。

一方、選定療養費の徴収については、制度の開始以降、「学校や福祉施設からの救急搬送も選定療養費の徴収対象に含まれるのか？選定療養費の徴収を気に掛けて、救急要請をためらった為に、生命が危険にさらされる場合もあるのではないのか？」等の疑問や懸念が指摘されております。

それ故、この様な疑念について、茨城県に確認をしたところ、県教育委員会や県の医療福祉部門を通じて、県内の保育園や幼稚園・小中高校・特別支援学校・福祉施設に対して、児童生徒等や障がい者並びに高齢者の救急要請に迷った場合、「ためらわずに＃7119或いは＃8000に相談し、緊急性ありとの助言があれば、病院到着後、医師にその旨を伝えるだけで選定療養費の徴収は行わない。」との通知が出されているとのことの確認をとりました。しかし、残念ながら、県民の殆どはこの様な通知が出されていることを知らないのが現況であります。

そこで、学校や福祉施設での選定療養費の徴収に係わる「通知」を県民に広く周知徹底される様、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

牛久市議会